

令和4年度沖縄地方最低賃金審議会
第6回沖縄県最低賃金専門部会議事要旨

- 1 開催日時 令和4年8月10日(水) 13:59~15:12
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館2階 共用大会議室
- 3 出席者
公益代表委員 3名(島袋秀勝、上江洲純子、城間貞 敬称略)
労働者代表委員 3名(砂川安弘、鎌田健嗣、石川修治 敬称略)
使用者代表委員 2名(佐久本和代、田端一雄 敬称略)
- 4 議題
(1) 地域別最低賃金の改正額の提示及び調整
(2) その他(結審の場合、部会報告書作成、答申)
- 5 議事要旨
(1) 公益代表委員による、使用者代表委員、労働者代表委員に対する改正額の調整が行われたところ、
労働者側：+33円(853円)
使用者側：+30円(850円)
全会一致に至らなかったため、使用者側、労働者側の提示額について採決となった。
853円について賛成 5名
850円について賛成 2名
(2) 採決で決まった改正額853円と、使用者代表委員、労働者代表委員双方の要望事項等を部会報告書に記載して、沖縄地方最低賃金審議会会長宛て提出することで合意。

以上



沖地最審専第5号
令和4年8月10日

沖縄地方最低賃金審議会会長 殿

沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県最低賃金専門部会
部会長 島袋 秀勝

沖縄県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月4日、沖縄地方最低賃金審議会において付託された沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねたが、合意をみなかったので別紙のとおり審議経過を報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長	島袋 秀勝	弁護士
部会長代理	上江洲 純子	沖縄国際大学法学部教授
	城間 貞	公認会計士

労働者代表委員

石川 修治	連合沖縄副事務局長
砂川 安弘	連合沖縄事務局長
鎌田 健嗣	UA ゼンセン沖縄県支部長

使用者代表委員

親川 進	沖縄県商工会連合会専務理事
田端 一雄	沖縄県経営者協会専務理事
佐久本 和代	沖縄県中小企業団体中央会総務部長 兼総務課長

審 議 経 過

- 1 第1回専門部会(令和4年7月21日)
 - ・ 部会長、部会長代理の選出
 - ・ 事業場実地視察の実施の有無、文書回答及び関係参考人(労・使)の意見聴取の方法決定
 - ・ 今後の審議日程について

- 2 第2回専門部会(令和4年7月29日)
 - ・ 参考人意見聴取(労側1名、使側1名)
 - ・ 令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果

- 3 第3回専門部会(令和4年8月3日)
 - ・ 改正額の提示・調整
 - 労側提示 820円を34円引上げ854円
 - 使側提示 820円を16円引上げ836円
 - ・ 文書回答追加

- 4 第4回専門部会(令和4年8月5日)
 - ・ 改正額の提示・調整
 - 労側提示 820円を34円引上げ854円
 - 使側提示 820円を21円引上げ841円調整後の額確認に至らず

- 5 第5回専門部会(令和4年8月9日)
 - ・ 改正額の提示・調整
 - 労側提示 820円を33円引上げ853円
 - 使側提示 820円を29円引上げ849円

- 6 第6回専門部会(令和4年8月10日)
 - ・ 改正額の提示・調整
 - 労側提示 820円を33円引上げ853円
 - 使側提示 820円を30円引上げ850円

 - ・ 全会一致に至らなかったため労側、使側の提示額について採決
 - 853円について賛成 5名
 - 850円について賛成 2名

5 議事要旨(2)

- ・別添の要望事項等を報告書に記載して、沖縄地方最低賃金審議会会長宛て提出することで合意。

別添

- (1) 中小企業、小規模事業者が、賃金引上げの原資を確保できる環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月、中小企業庁）に基づく、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組の強化を図ること。
- (2) コロナ禍により大きな影響を受けている宿泊等の観光、飲食、交通運輸業等とそれに関連する業界の中小・小規模事業者支援のために、即応性・実効性の高い支援策に積極的に取り組むこと。

なお、政府の実施している中小企業支援策については、支援策の進捗状況並びにその効果を検証しつつ、適宜、要件の緩和、手続きの簡素化、使い勝手の向上等の見直し、特例措置の延長等も図りながら、利活用の促進と周知の徹底に取り組むこと。

また、最低賃金引上げに向けた生産性向上支援策である業務改善助成金については、引き続き、当該助成金の周知を強力に推し進めるとともに、申請から助成金交付までの期間の短縮に努めること。
- (3) ビルメンテナンス等の公共調達において、国及び地方公共団体等は、年度途中の最低賃金額の改定に伴う人件費の上昇を理由とした契約変更の申し出が受注者からあった場合には、誠実に対応し、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう特段の配慮を行うこと。